

イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加

2015年9月30日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、9月30日、イタリアが同日付で欧州単一特許の枠組みに正式に参加した旨をプレスリリースした。

当初イタリアはスペインとともに、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする単一特許の制度に妥協の姿勢を示さず、25の加盟国が参加する「強化された協力（Enhanced Cooperation）」による単一特許の枠組みへの参加を見送っていた¹。その一方で、イタリアは統一特許裁判所（UPC）協定には署名していた。

その後、イタリア首相府のGozi政務次官が5月28日のEU競争力理事会において、イタリア政府が欧州単一特許（以下、「単一特許」）の枠組みへの参加を決定したことを表明し事態が進展、9月30日付で欧州委員会がイタリアの当該枠組みへの参加を確認した²。今般のイタリアの参加により、単一特許はスペインとクロアチアを除く26のEU加盟国が参加する制度となった。

イタリアが未参加のままでは、単一特許の効力はイタリアには及ばず、イタリアでの権利化（validation）のコストが別途必要となるところであった。イタリアの参加により単一特許の効力がイタリアにも拡大された結果、出願人にとって単一特許取得の魅力が向上した。

なお、単一特許・UPCの枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む13か国がUPC協定を批准することで施行されることとなっている。9月30日付のEU理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点におけるUPC協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル（正式批准の完了順に記載）の8か国となっている。

¹ この問題について、イタリアとスペインは、強化された協力による単一特許の枠組み創設を承認したEU理事会の決定の無効を求めて欧州連合司法裁判所（CJEU）に提訴していたが、CJEUは2013年4月にこの訴えを棄却していた。さらに、スペインは、単一特許の枠組み創設の基盤をなす2つのEU規則の無効をそれぞれ求めてCJEUに提訴していたが、CJEUは今年5月5日にこの訴えを棄却していた。

² EU運営条約（TFEU）第331条(1)には、「…（略）…強化された協力への参加を望む加盟国は、理事会及び欧州委員会にその意思を通知する。その通知の受理の日から4か月以内に、欧州委員会は当該加盟国の参加を確認する。…（略）…」と規定されている。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Italy joins the unitary patent](#)

— イタリアの欧州単一特許への参加表明に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[イタリアが欧州単一特許への参加を表明（2015年6月1日）（PDF）](#)

— イタリアとスペインの提訴に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州連合司法裁判所、単一特許規則及び単一特許の翻訳言語規則の無効を求めるスペインの訴えを棄却（2015年5月7日）（PDF）](#)

[欧州連合司法裁判所、25の加盟国による欧州単一特許の枠組創設の無効を求めるイタリアとスペインの訴えを棄却（2013年4月19日）（PDF）](#)

— 欧州単一特許制度の準備の進捗状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

(以上)